

令和7年7月22日  
デ ジ タ ル 庁

## 懲戒処分の公表について

デジタル庁は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「デジタル庁職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、公表します。

### 記

#### 1 被処分者

ユニット所属 非常勤職員(30代 男性)

#### 2 処分の種類

懲戒処分(停職1月)

#### 3 処分発令日

令和7年7月22日

#### 4 処分の理由

国家公務員法違反

#### 5 事案の概要

職員は、令和5年6月から令和7年2月までの間、勤務時間中に兼業先の業務を行い、約140時間(約18日)、正当な理由なく勤務を欠いた。

#### 【連絡先】

デジタル庁 戦略・組織グループ  
コンプライアンス担当  
連絡先(代表): 03-4477-6775